

各私立高等学校設置学校法人理事長 様

岩手県総務部法務学事課私学情報公開課長

私立学校振興費（運営費）補助金事務取扱要領の一部改正に伴う運用について
標記補助金事務取扱要領の一部改正については、平成 28 年 10 月 17 日付け法学第 654 号で通知したところですが、その運用について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 「定員遵守状況割」の運用について（要領 4 (1)ウ関係）

定員遵守状況割の改正は、平成 29 年度から学年進行により適用する。

改正後の規定による定員遵守状況（実生徒数^{*}/定員×100）は、激変緩和措置として、下表のとおり、平成 29 年度から平成 31 年度までは、学年ごとに算定し、平成 32 年度以降については、全学年の生徒数を合算して算定し、算定した数値が 110 以下の場合に補助対象とする。

なお、平成 29 年度の 2・3 学年分、平成 30 年度の 3 学年分の定員遵守状況割に係る補助金の算定は、改正前の規定による。

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度以降
1 学年	改正後の規定	改正後の規定	改正後の規定	改正後の規定 (全学年合算)
2 学年	改正前の規定	改正後の規定	改正後の規定	
3 学年	(2・3 学年合算)	改正前の規定	改正後の規定	

※実生徒数：当該年度の 5 月 1 日現在の生徒数（以下、同じ）

2 「学校法人における補助金の減額」の運用について（要領別紙 1 1(8)、2(1)関係）

補助金の減額措置については、実生徒数^{*}（全校生徒数）が学則に定めた定員の 1.3 倍を超過している場合、当該超過した人数に当該年度の一人当たりの補助金単価を乗じた額を減額する。

ただし、激変緩和措置として、平成 29 年度は減額相当額の 3 分の 1、平成 30 年度は減額相当額の 3 分の 2 の額を減額することとし、平成 31 年度から全部適用とする。

例) 総定員 300 名の高等学校で、実生徒数（全校生徒数）が 393 名（1.31 倍）であった場合

定員(300 名)の 1.3 倍を超過した生徒数は 3 名となり、この超過分が減額対象。
(補助単価は、便宜、33 万円として例示)

ア 平成 29 年度
@33 万円×(393 名－(300 名×1.3))×1/3=33 万円

イ 平成 30 年度
@33 万円×(393 名－(300 名×1.3))×2/3=66 万円

ウ 平成 31 年度以降
@33 万円×(393 名－(300 名×1.3))×3/3=99 万円